

建設分野の育成・キャリア形成プログラム(案)について

令和8年7月9日

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課

育成・キャリア形成プログラムの位置づけ

○育成・キャリア形成プログラムについては、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針(令和8年1月23日閣議決定)において、以下の記載がされている。

■建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針(抜粋)

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

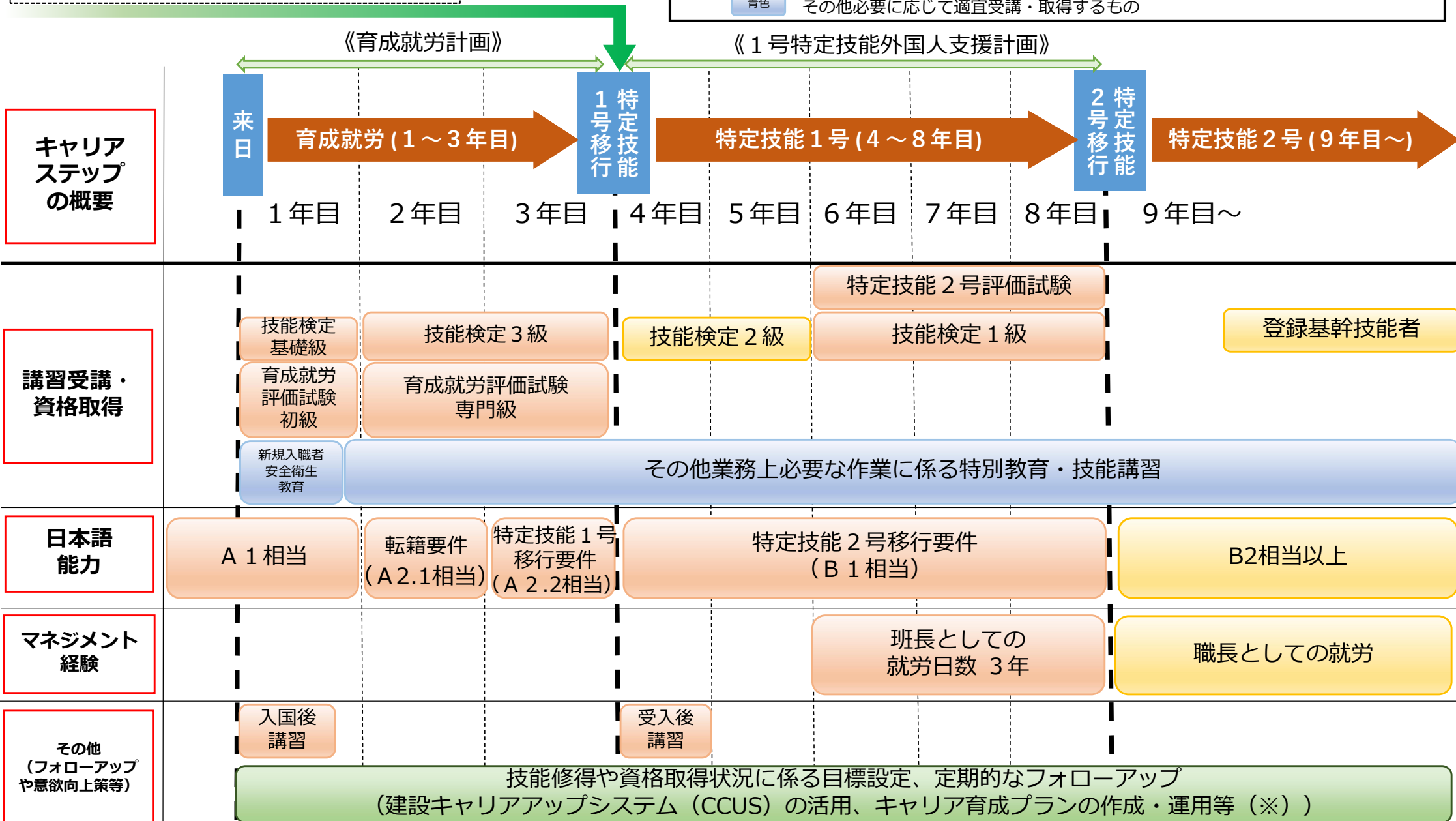
(1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る育成を内容とする建設分野における「育成・キャリア形成プログラム(以下「育成プログラム」という。)」を策定する。建設分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

【建設分野】 育成・キャリア形成プログラム（案）

- ・留学から特定技能1号への移行
- ・育成就労を経ずに特定技能1号で入国 等

凡例	黄色	技能の修得・向上に資するもの	緑色	フォローアップや意欲向上策
	赤色	在留資格の移行に係る要件		
	青色	その他必要に応じて適宜受講・取得するもの		



(※) 本プログラムを踏まえて、各専門工事業団体が各職種ごとの特性等に応じた「キャリア育成プラン(モデル例)」を作成・公表するとともに、各受入企業がこれを参考にして「キャリア育成プラン」を作成し、外国人技能者の育成を図ることが望ましい。